

教育民生常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

認定第 1 号 令和 7 年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定について

本件のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

認定第 3 号 令和 7 年度岩国市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 4 号 令和 7 年度岩国市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5 号 令和 7 年度岩国市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 12 号 令和 7 年度岩国市病院事業会計決算の認定について

以上 4 件は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第 74 号 令和 8 年度岩国市一般会計補正予算（第 2 号）

本議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 75 号 令和 8 年度岩国市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 76 号 令和 8 年度岩国市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 77 号 令和 8 年度岩国市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 82 号 令和 8 年度岩国市病院事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 84 号 岩国市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

議案第 92 号 岩国市本郷福祉サービスセンター条例の一部を改正する条例

議案第 93 号 岩国市玖珂はつらつハウス条例の一部を改正する条例

議案第 95 号 岩国市老人作業所条例の一部を改正する条例

議案第 96 号 岩国市本郷高齢者きらめき交流プラザ条例の一部を改正する条例

議案第 111 号 岩国市立小学校及び中学校施設利用条例の一部を改正する条例

議案第 112 号 岩国市公民館条例の一部を改正する条例

議案第 114 号 岩国市玖珂こどもの館条例の一部を改正する条例

議案第 116 号 岩国市本郷山村留学センター条例の一部を改正する条例

議案第 117 号 岩国市本郷里山体験交流センター条例の一部を改正する条例

議案第 129 号 岩国市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

議案第 130 号 岩国市こども館条例の一部を改正する条例

議案第 131 号 岩国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 132 号 岩国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 133 号 岩国市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

以上 19 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

認定第1号 令和7年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、本委員会所管分の審査におきまして、

総務費の特定防衛施設周辺整備費の福祉科学学習施設事業費のいこいと学びの交流テラス管理運営費に関し、

委員中から、「本施設では、一部の業務を岩国市社会福祉協議会に委託しているものの、管理者は市であることから施設全体の管理責任は市にあるものとする。そうした状況の中、休日において、管理責任者である市の職員が不在で、業務委託先のパート職員のみで運営していた事例があったが、こうした管理運営体制について、市として問題認識はないのか」との質疑があり、

当局から、「休日に正規職員が不在で、管理体制が十分でない日があったことは承知している。現在は、岩国市社会福祉協議会の正規職員1人、嘱託職員2人及び会計年度任用職員17人により、本施設の運営を行っている。そのため、正規職員が休日に必ず勤務している体制ではないので、来年度は同社会福祉協議会において施設管理を担う正規職員を2人に増員することも含めて、適切な運営ができるよう十分に協議・連携を図ってまいりたい」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「岩国市社会福祉協議会はあくまで一部の業務を受託している立場である。本施設の管理責任のある市の職員は、運営体制に含まれないのか」との質疑があり、

当局から、「本年4月から施設を運営していく中で、御指摘の問題点が見つかって、状況を把握してきているので、今後は休日の対応等を含めた人員配置について、早急に検討してまいりたい」との答弁がありました。

本件のうち、本委員会所管分については、慎重審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

続いて、認定第12号 令和7年度岩国市病院事業会計決算の認定についての審査におきまして、

委員中から、「本会計において生じた資金不足について、なぜ令和7年度中に把握できなかったのか。また、それに伴う資金不足等解消計画の策定状況については、どのようなになっているのか」との質疑があり、

当局から、「令和7年度においては、美和病院の移転や錦中央医院の休床等があり、大きな環境変化が重なったことで、資金不足の状況を把握するのが遅れ、組織内で共有することができなかった。今後は、毎月、事業の資金収支について、病院側だけでなく担当課とも情報共有しながら、経営状況の把握に努めてまいりたい。また、資金不足等解消計画については、現時点で、経営の改善策を含めた内容で、おおむね出来上がっているところであるが、本定例会における審議内容を踏まえた上で、年内の早い段階で策定したいと考えている」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「この資金不足等解消計画は担当課だけではなく、全庁を挙げて取り組むべきと考えるが、いかがお考えか」との質疑があり、

当局から、「本病院事業会計において、初めて資金不足比率が発生したことについては、病院事業会計だけの問題ではなく、将来に向けた大きな課題であると認識している。公営企業会計は独立採算を基本とする会計であり、一般会計からの繰出金に過度に依存することのない、健全な財政運営が必要である。今後については、病院事業に限らず、各会計の経営状況や資金不足比率の動向を的確に把握し、悪化の傾向が見られる場合には、全庁を挙げて関係各課と連携しながら、収支の改善に向けて、必要な支援を行うよう取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

続いて、委員中から、「玖北地域の医療を支える意味でも、岩国市全体によりよい医療を提供していくため、岩国医療センターや医師会等とも連携を図っていくべきと考える。今後の市立病院を含めた本市の医療体制については、どのように考えているのか」との質疑があり、

当局から、「玖北地域の人口については、10年前と比較して約3,000人以上減少しており、引き続き人口減少が予想される中、美和病院、錦中央医院等の経営は、今後さらに厳しさを増すことが見込まれる。一方で、高齢化が進展する中山間地域において、公共的なインフラとして、市立病院が果たす役割はさらに強まっていくものと認識している。今後も医療を提供し続けるために、まずは市立病院の存続ということを前提とし、病院の在り方については、適切な規模、オンライン診療といった時代に合った手法及び地域の医療機関との連携も含め、効率的な経営手法を探りながら、地域の暮らしを守る、支えるという市立病院としての役割を果たしてまいりたい」との答弁がありました。

本件については、慎重審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。